

京畿道安城市口蹄疫の疑似患畜発生による緊急防疫

-京畿道・忠清南道・忠清北道（世宗特別自治市・大田広域市含む）地域において偶蹄類など一時移動停止命令1.28（月）20:30～1.29（火）20:30の24時間発令、緊急ワクチン接種、疑似患畜農場家畜緊急殺処分 -

出典URL:

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE88JTJGmJzJTJGWFmcmEIMkY20CUyRjMxOTYzMSUyRmFydGNsVmIldy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJTl2aXNWaWV3TWluzSUzRGZhbHNIJTl2cmdzRW5kZGVtdHI1MQQIMjZwYWdlJTNEMSUyNmJic09wZW5XcmRTZXE1MQQIMjZyZ3NCZ25kZVN0ciUzRCUyNnNyY2hXcmQ1MQQIMjZwYXNzd29yZCUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW41MQQIMjZyb3c1MQQxMCUyNg%3D%3D>

（仮訳）

□ 農林畜産食品部（長官イゲホ、以下農食品部）は、1月28日（月）京畿道安城市の牛農場で口蹄疫の疑似患畜発生により、本日18時家畜防疫審議会を開催し、下記のような先制的な防疫対策を推進することとなったことを発表した。

○今回の措置は、現場簡易診断キットの結果で口蹄疫が0型で確認された点（現在の精密検査中）、正月期間の全国的な車や人の移動が予想され、口蹄疫の伝播するおそれがあることなどを考慮して、強力な防疫措置で口蹄疫の伝播を早期に遮断する必要があるとの審議会の決定に基づく措置である。

<緊急防疫措置>

①（一時移動制限）発生地域（京畿道）と隣接地域（忠清南道・忠清北道、世宗特別自治市・大田広域市）を対象に、1月28日20時30分から1月29日20時30分までの24時間の間、一時移動停止命令

—今回の一時移動停止命令に応じ、発生地域と隣接地域の偶蹄類家畜、畜産関連従事者と車両は24時間の移動が停止され、偶蹄類家畜農場や畜産関連作業場への出入が禁止となった

—畜産農家、畜産関連従事者などの所有車は移動停止後、車両の洗浄と消毒を実施し、と殺場など畜産関係施設では、施設内・外および作業場全体に対して徹底した消毒を実施

〈一時移動停止命令の主な内容〉

- （適用期間）24時間（1月28日20:30～1月29日20:30）
 - （適用地域）発生地域（京畿道）と隣接地域（忠清南道・忠清北道、世宗特別自治市・大田広域区）
 - （対象）偶蹄類農家、と畜場、畜産関係施設出入り車両など約4万5千カ所
 - （畜産関係者などの遵守事項）
 - （畜産農家）車両運行停止した後、車両の内外の洗浄と消毒
 - （畜産関連従事者や車両）所有の車両は、会社や自宅に駐車して運行を停止した後、車両内・外部の洗浄及び消毒、家畜車のGPS電源ONを維持
 - （畜産関連作業場）一時移動停止発令前に作業場に移動、車両の内外の洗浄と消毒、作業場全体消毒
 - （農協）共同防疫団を動員して畜産農場や施設に対する一斉消毒
 - （自治体）拠点消毒設備および制御警戒所運営の強化、畜産車のGPS取り付け及び適正運営の集中点検
 - （合同点検）農食品部・検疫本部中央合同点検隊が移動制限履行事項を確認
- ※違反制裁事項：移動を停止命令違反者は家畜伝染病予防法第57条（罰則）に基づいて、1年以下の懲役又は1千万ウォン（約100万円）以下の罰金

- ②（緊急ワクチン接種）疑似患畜発生所在地安城市と隣接市郡偶蹄類の繁殖農家緊急ワクチン接種実施
※（第1段階）京畿道安城市偶蹄類農家→（第2段階）安城市に隣接する6市郡の牛・豚農家
- ③（発生農場緊急殺処分）発生農場で飼育されているすべての偶蹄類の家畜への迅速な殺処分実施
※口蹄疫SOPに基づき、ワクチン接種の種類は、非発生地域（市郡）における発生農場では農場単位で殺処分し、その後は感染個体殺処分実施（ワクチン未接種の場合は、3km以内殺処分）

〈今後の計画と協調事項〉

- 農食品部は、精密検査の結果、口蹄疫が確認された場合の危機警報の段階格上げなど必要な追加防疫措置を実施する計画だと明らかにした。

○また、畜産関係者と国民に今回施行される措置が口蹄疫を防ぐために、やむを得ず実施される措置であることを理解し、積極的に協力してくれることを要請。

○特に、畜産農家は偶蹄類の家畜についてもれなくワクチン接種を実施し、出入り車両と部外者等に対するアクセスコントロールと徹底した消毒などの侵入防疫に努めるよう要請。

参考

一時移動停止命令に応じた防疫措置

今回発動される「一時移動停止」命令詳細については、以下の通りである。

- 命令発動（1月28日20時30分）後、すぐに偶蹄類家畜・畜産関連従事者・車両は、移動停止命令が解除されるまで偶蹄類家畜農場や畜産関連作業場に入出入り禁止
—具体的な偶蹄類家畜農場および畜産関連作業場の種類と畜産関連従事者の種類は次の表のとおり

【偶蹄類畜産関連従事者など】

偶蹄類畜産農場：牛、豚、鹿、山羊などの偶蹄類の農家

畜産関連従事者：臨床獣医師、輸入商、仲買人、家畜糞尿の処理者、動物薬品・飼料・畜産機材販売、農場管理者、家畜の輸送者、飼料運搬者、コンサルティングなど畜産農場および関連企業等に従事しているすべての人

畜産関連作業場：と畜場、係留場、飼料工場、飼料ダンプ、飼料代理店、し尿処理場、共同堆肥場、家畜糞尿公共処理場、共同資源化施設、畜産関連運搬業者、畜産関連サービス業者、畜産施設機器の設置所、保守業者、畜産コンサルティング会社、堆肥製造、種畜場、動物薬や畜産機材販売店など

○臨床獣医師、輸入商、仲買人など、個人所有畜産関連車両は、命令発令後すぐに設置された拠点消毒施設で消毒実施

○この命令が発動されると、移動中の偶蹄類の関連者・車両・物品等は、偶蹄類畜産農場や畜産関連作業場ではなく、防疫上安全な場所にすぐに移動しなければならず、具体的な対象別の車両消毒要領は次のとおり。

偶蹄類畜産農場：所有車両は農場に駐車して運行を停止した後、車両内・外部の洗浄・消毒及び農場内・外部消毒

※周辺、道路にも消毒薬が十分いきわたるよう一斉洗浄・消毒し、農家内ねずみ駆除などの外部発生要因の流入防止徹底

畜産関連従事者：所有車両は、オフィスや自宅に駐車して運行を停止した後、車両内・外部の洗浄消毒穴遮断

畜産関連作業場：畜産関連車両は一時移動停止発令前に作業場に移動し、車両内・外部の消毒および作業場全体の徹底した消毒実施

※例 1：家畜運搬車は一時移動停止発令前にすべてと殺場移动到して運行を停止した後、車両内・外部の洗浄消毒

※例 2：飼料運搬車は一時移動停止発令前にすべて所属飼料工場移动到して運行を停止した後、車両内・外部洗浄消毒後の運行停止

○ただし、やむを得ず移動する必要がある場合（※）は、市・道の家畜防疫機関長（市・道の動物衛生試験所長）の承認を得て消毒などに必要な防疫措置を実施した後、移動することができる

※牛の治療と飼料の保管・供給を目的とし、必然的に移動する場合など

申請 申請人の市・道	受付 畜防疫機関の市・道	申請内容確認 家畜防疫機関の市・道	移動承認通知 家畜防疫機関
---------------	-----------------	----------------------	------------------

○一時移動停止命令に違反した場合には、「家畜伝染病予防法」第57条の規定により、1年以下の懲役又は1千万ウォン（約100万円）以下の罰金を受ける

—一時移動停止命令履行のチェック

▲自治体は、主要道路において畜産関連車両の移動停止が履行されているかどうかをチェック

▲農食品部・検疫本部合同点検隊を構成して一斉点検

□市・道知事及び市長・郡長は、すぐに管内のすべての畜産農家・畜産関連従事者にSMSや村の放送などを通じて状況を通報し、同時に「家畜伝染病予防法施行規則」第22条の規定による「移動停止命令」を発表しなければならない

▲口蹄疫発生地域の偶蹄類の繁殖農場訪問を控える

▲ワクチン未接種農家、抗体上昇率が不十分な農家は緊急ワクチン接種実施し、不足個体がないように接種徹底

▲海外口蹄疫発生地域を旅行の際には偶蹄類農場訪問自粛など偶蹄類との接触を控える

※農林畜産検疫本部のホームページ「海外家畜伝染病発生動向」参照